

## 渚のマルシェ@nagisa fesuta2018

### 出店者募集要項

- 1 日時 平成30年7月22日(日) 10時00分～16時00分(予定)  
※雨天中止  
※当日は、8時00分から出店受付を開始、9時30分までに受付を終了してください。イベント終了後に片付け・撤収となります。  
※イベント開催中は途中退場は出来ませんのでご了承ください。
  
- 2 場所 磐田市渚の交流館西側 ふくっば・みんなの広場 (磐田市豊浜 4127 番地 43)
  
- 3 目的  
渚の交流館や福田漁港周辺の賑わいづくりの為、nagisafasta2018を開催するとともに渚のマルシェを開催する。食の拠点施設として、遠州地域の農林水産物や加工食品、ハンドメイド品等の販売を行うとともに、消費者、生産者、商業者が一体となって参画・交流を深めることにより、地域の賑わいを図ることを目的としています。
  
- 4 主催 磐田市文化振興会・NPO法人マリンプロジェクト  
共催 磐田市教育委員会  
後援 磐田市
  
- 5 募集店舗数  
飲食、ハンドメイド品等 約50店舗(内車両10台)  
(応募者多数の場合は、選定となります。あらかじめご了承ください。)
  
- 6 出店料  

① テント	1区画(3.0m×3.0m)	1,000円
② テント(飲食物販売)	1区画(3.0m×3.0m)	3,000円
③ キッチンカー	1区画(3.0m×8.0m)	3,000円

出店料は当日受付にて徴収いたします。

#### 7 飲食の出店条件等

- ・遠州地域の農林水産物、加工食品等の販売
- ・**アルコール等の販売は禁止**
- ・その他、交流、賑わいの創出につながると主催者が判断したもの

- ・ 飲食関係の販売については、イベント等での臨時営業許可や移動食品の営業許可書を取っている方に限ります。各種許可書の写しを出店応募申請時に提出してください。
- ・ 気象状況により、やむを得ず中止とする場合があります。中止により生じた損害に対して主催者はその責を負いません。
- ・ 油などで出店場所が汚れる場合は、ダンボールを敷くなどの対応をお願いします。

## 8 中止の場合

明らかに悪天候の予報が出ている場合は、前日午後1時以降の天気予報のより中止の連絡をいたします。中止かどうかの判断が難しい場合は、当日午前7時に決定し、その後、緊急連絡先に連絡いたします。

なお、下記判断基準に該当する場合は中止します。

### 【判断基準】

- ・ 遠州南地方に震度5以上の地震を観測した場合
- ・ 遠州灘に津波注意報・警報が発令された場合
- ・ 遠州南地方に大雨警報や洪水警報などの警報が発令されている場合

## 9 出店応募申請

- ・ 出店応募申請に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申込ください。
- ・ 申請先      NPO法人マリンプロジェクト  
                  磐田市西之島18  
                  電話 0538-33-8201      FAX 0538-21-0181  
                  mail : info@marineproject.org

※別紙、【出店における注意事項】もご参照ください。

## 【出店における注意事項】

- 1 出店者は主催者の指示に従ってください。
- 2 主催者が指定する出店場所に出店願います。
- 3 食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者の責任においてご対応ください。  
※必要な許可が不明な場合は、静岡県西部健康福祉センター（TEL：0538-37-2245）までお問い合わせください。
- 4 出店者は、海風が吹き込むことも考慮し、テントや商品が飛ばされないよう対策をお願いします。
- 5 電気、ガス、水道の供給はできません。必要な場合は自前で持ち込みください。
- 6 販売品目を変更する場合は、あらかじめ主催者にお届けください。
- 7 飲食（屋台等）関連の出店者におかれましては、予めゴミ箱（袋）などを備えるなど、自店商品の使い捨て食器等の回収に配慮願います。
- 8 出展場所付近については、責任を持って整理・清掃を行い、原状回復を確実に行ってください。
- 9 出店に関する事故等について主催者は一切責任を負いかねます。
- 10 火気・発電機を使用される出店者は、業務用消火器の設置など、防火対策を確実に行っていただくようお願いいたします。
- 11 お客様からクレーム等があった場合は、直接、関係出店者にその内容をお伝えし、改善を求める場合もあります。
- 12 官報で告示された指定暴力団の構成員は、出店及び従事はできません。
- 13 市民・来場者及び業者間での紛争等を禁じます。
- 14 市民に不安感又は嫌悪感を与えるような服装、また、そのような言動・行為を禁じます。
- 15 法令に違反する物品等の販売を禁じます。
- 16 営業時間は厳守してください。（終了時間を過ぎましても、イベント終了までは退場できません。）
- 17 出店名義のまた貸し等を禁じます。